

※こちらは〈貸与型〉です
返済義務があります

令和7年度 第2回伊是名村奨学生(貸与型)募集要項

1. 目的

伊是名村育英基金奨学金貸与要綱及び要領に基づき、令和7年度伊是名村奨学生(貸与)の募集について次のとおり定める。

2. 貸与型採用予定人数

6名以内(※高等学校等及び大学等の合計貸与人数)

3. 奨学金の貸与内容

区 分	貸与月額(自由選択)
専門学校及び高等学校に在学する者	3万円・4万円・5万円から選択
短期大学及び大学又は大学院に在学する者	5万円・6万円・7万円から選択

※卒業後6か月を経過した後、返済開始となります。

(修学及びその他の事情がある場合は、返済猶予期間が設けられます)

4. 奨学金の貸与期間

奨学金の貸与期間は、当該学校の正規の課程を終了するまでとする。

(例) 通信制高校4年間在学の場合：貸与期間4年間

5. 受給者の資格

次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 伊是名村に5年以上引き続き住所を有する者、若しくは本村に5年以上住所を有していた者で、修学のため村外に住所を変更したもの又は本村に本籍を有する者
- (2) 高等学校、専門学校、短期大学、大学又は大学院に在学している者
- (3) 学業成績及び素行が優良で、かつ、心身ともに健康である者で、学校長の推薦のあるもの
- (4) ほかの団体から奨学金の貸与又は給与を受けていない者

6. 貸与の申請手続き

奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 伊是名村育英基金奨学金貸与生申請書(別記様式第1号)
- (2) 伊是名村育英基金奨学金貸与生推薦書(別記様式第2号)
- (3) 貸与状況証明書(別紙1)
- (4) 学業成績証明書(学校の様式)
- (5) 在学証明書(学校の様式)
- (6) 戸籍抄本及び住民票の写し
- (7) 医師の健康診断書(病院の様式)
- (8) 保護者または保証人の納税証明書(住民税、固定資産税、国保税)
- (9) 本人の属する世帯の課税証明書
- (10) 保護者の村営住宅及び水道料金等、公共料金の支払証明書

※成績証明書の提出について

申請時点	提出書類	条件
高等学校等 1 学年	中学校 3 年の学年末の成績の評定	3.0 以上
高等学校等 2～3 学年	前年度の学年末の成績の評定	3.0 以上
大学等 1 学年	高校 3 年の学年末の成績の評定	3.0 以上
大学等 2～4 学年	前年度の学年末の成績の評定	C 以上

※(2)、(4)及び(5)については、在籍していた中学校又は高等学校等で作成してもらい、
厳封したものを提出する。

※各証明書類は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

※申請書等の様式は伊是名村ホームページからダウンロードできます。

7. 書類の提出について

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 16 日(月)～令和 7 年 7 月 11 日(金) 平日 8:30～17:00

※令和 7 年 7 月 11 日(金)17 時までには必着のこと

(2) 提出先

伊是名村教育委員会

場所 伊是名村字仲田 1385 番地 1

電話 0980-45-2318 FAX 0980-45-2144

(3) 提出方法

直接持参若しくは郵送

8. 貸与候補者の選考及び決定

伊是名村育英基金運用委員会で審査し、貸与生の決定をする。

9. 選考結果の通知

申請をした本人へ選考結果の通知をする。

注1「大学等」について

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次のものをいう

- ア 大学の学部
- イ 短期大学の学科
- ウ 高等専門学校の第4学年及び第5学年
- エ 専修学校の専門課程
「高等学校等」について
- オ 高等学校(専攻科及び別科を除く)
- カ 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く)
- キ 特別支援学校の高等部
- ク 高等専門学校の第1学年から第3学年まで
- ケ 専修学校の高等課程

注2「学業成績が優秀であると認められる者」について

- ① 申請者が高等学校等第1学年に在籍している場合、中学校における3学年末の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.0以上あること。
- ② 申請者が高等学校等第2学年若しくは第3学年に在籍している場合、前年度の学年末学業成績の評定平均が5段階評価で3.0以上であること。
- ③ 申請者が大学等の第1学年に在籍している場合、高等学校等における3学年末の学習成績の評定平均値が5段階で3.0以上であること。
- ④ 申請者が大学等の第2学年から第4学年に在籍している場合、前年度に履修した科目のうち2年時以降はC以上であること。

注3「経済的理由により修学が困難と認められる者」については、申請者と同一生計内の者全員の所得額の合計が下表の総所得額以下であること。

世帯人員	総所得額
1人	3,735千円
2人	3,883千円
3人	4,235千円
4人	4,424千円
5人	4,746千円
6人	4,856千円
7人目から	1人増すごとに240,000円を加算した額